

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



判決における「重要な事実」 判決を自己解決に活用するために

はじめに

判決の効力は、その対象となる事件について生じ、他の事件には及びません。判決の効力の一つである「拘束力」は、当事者である行政庁を拘束し、同一人に対し、取り消された処分と同一の内容で処分することを禁止します。

そうすると、個別具体的な事実関係が自分の抱える問題と一致しなければ、判決を自己解決に活用できないのではないかと疑問も生じます。

しかし、裁判官が認定する事実関係の中には、結論に直接影響する「重要な事実」と、結論には影響を与えない「意味のない事実」があります。この「重要な事実」を発見し、自己の抱える問題に適用できるかを検討することが必要です。この作業には、想像力が不可欠かもしれません。

1、「重要な事実」を探そう！

では、具体的な事例から、「重要な事実」を探してみよう。「重要な事実」は、その有無によって結論が変わることになる事実ともいわれています。

今回、読むのは「武富士事件」といわれる住所の意義が争われた判決です。地

裁では納税者の主張が認められましたが、高裁では逆転敗訴し、現在上告中の事案です。では、地裁は「重要な事実」をどのように認定したのでしょうか。

原告（被控訴人）は、平成11年12月27日付け株式譲渡證書により、両親から国外財産であるA社の出資の贈与を受けたところ、S税務署長は平成11年分の贈与税及び無申告加算税総額1330億円余りの決定処分を行いました。原告は、贈与当時、原告の住所は香港にあったとして旧相続税法1条の2第1号により納税義務を負わないと主張して、処分の取消しを求めています。

地裁の判断の骨子は以下のとおりです。

1、住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当である。

2、住所の判定は、一般的には、住居、職業、生計を一にする配偶者等の有無、資産の所在等の客観的事実に基づき総合的に判定するのが相当である。これに対し、主観的な居住意思は補充的な考慮要素にとどまるものと解される。

3、原告の香港における業

務が贈与税を回避するために作出された外形にすぎないとは認められない。原告の香港滞在の目的の一つに贈与税の負担回避があったとしても、現実に原告が香港自宅を拠点として生活していた事実が消滅するわけではない。

4、原告は、3年半ほどの滞在期間中、約65パーセントに相当する日数、香港で生活し、国内には約26パーセントに相当する日数しか滞在していなかったから、贈与税回避の目的その他被告の指摘する諸事情を考慮してもなお、本件贈与日において、原告が日本国内に住所を有していたと認定することは困難である。

地裁は、前記判示の1及び2の前提に立ち、客観的に生活の本拠たる住所の認定をしようとする。その結果、滞在日数の割合を比較して香港に住所があるという結論に至ったものと思われる。すなわち、「重要な事実」は、現実に生活をしていた事実ということになります。

一方、被告（控訴人）は、原告の香港滞在の目的は贈与税の回避にあり、真の居住意思は日本国内の自宅にあったと主張している。しかし、仮に租税回避の目的がなかったとしても、原告が滞在期間中の65パーセントを香港で生活していたという事実に変更があるわけではありません。地裁の認定によれば、被告主張の主観的事情の有無は、「意味のない事実」ということになります。

では、控訴審では「重要な事実」をどのように認定したのでしょうか。

②平20・1・23東京高裁・Z888-1305（原判決取消し）

控訴審の判断の骨子は、次のとおりです。

1、一定の場所が生活の本拠に当たるか否かは、客観的事実に居住者の言動等により外部から客観的に認識することができ、居住者の主観的意思を総合して判断するのが相当である。特定の場所を住所と判断するについては、単に滞在日数が多いかどうかによって判断すべきものでもない。

2、被控訴人は、香港出国の際、香港に居住すれば将来贈与税の負担回避ができること等を認識し、出国後は、滞在期間を通じて国内滞在日数が多すぎないよう注意を払い、滞在日数を調整していたものと認めるのが相当である。

3、被控訴人の香港を生活の本拠としようとする居住意思は強いものであるとは認められず、被控訴人の香港における職業活動を考慮しても、被控訴人の生活の拠点は国内の自宅にあったと認めるのが相当である。

控訴審では、主観的意思、特に贈与税の負担回避という主観的状況を「重要な事実」と認定しています。地裁が「重要な事実」と認定する滞在日数は、仮に100パーセントであったとしても、控訴審の結論には影響を与えない「意味のない事実」ということになります。

2、事実関係を整理しよう！

武富士事件は、租税法独自の事実認定のあり方が問われた事案であるといわれています。せっかく「重要な事実」を見つけたことができて、最終的には最高裁の判断を待たなければなりません。しかし、TAINSの「雑誌目次検索」で検索すれば税務雑誌8誌に掲載されている判例評釈の情報を得ることができ、地裁、高裁それぞれを支持する判例評釈を読み比べることにより、事実関係の整理ができるでしょう。

また、他の判決をTAINSで検索し、比較してみることが事実関係の整理に役立ちます。

その意味で、国外で株式を譲渡した原告の住所の認定を争点とする次の判決（ユニマツト事件）は、非常に有意義なものです。

③平19・9・14東京地裁・Z888-1301（全部取消し）
平20・2・28東京高裁・Z888-1302
0（控訴棄却）（納税者勝訴）（確定）

おわりに

TAINSを活用し、難解な事実認定に、ぜひ、チャレンジしてください。

東京税理士会共催 日税研理論ゼミ

「同族会社の行為計算の否認規定と租税回避の検討」 — 対応的調整を含む —

【講師】田中 治 教授 (同志社大学・日本税法学会理事長)

【研修内容】各税法による同族会社の行為計算の否認につき、具体的な紛争事例を素材に、その問題点と課題を検討する。租税回避行為を否認することの意味と限界は何か、平成18年度改正による「対応的調整」の意義は何か、などにも触れる。

【研修題目】
1 租税回避行為の一例としての同族会社の行為計算
2 租税回避行為と脱税、節税との違い
3 租税回避行為の否認の意味—実質主義、推計課税との違い
4 同族会社の行為計算否認規定の適用の順序
5 同族会社の行為計算否認規定の発動要件
6 同族会社の行為計算否認規定と対応的調整
7 同族会社の行為計算否認規定と理由の差替え
8 租税負担軽減行為に対する課税庁の対応の特徴

【日時】平成20年10月14日(火) 10:00~17:00
【会場】日精ホール(JR大崎駅徒歩3分)
【参加費用】(賛助会員) 8,000円 (割引)(非賛助会員) 12,000円 (新規入会の方) 23,000円 (受講料+賛助会費+年額15,000円)
【定員】200名程度(先着順) 【受講資格】どなたでも受講いただけます。
【研修時間】6時間認定いたします。
【申込】1. 参加費用は、前金制となっております。郵便振替にてお支払い下さい。
2. 申込書に、必要事項をご記入いただき、受講料の領収証を貼付の上、FAX又は郵送でご送付下さい。
3. 本研修は定員に限りがあるため、参加費用をお振込みいただく前に、応募状況をご確認下さい(日税研ホームページ等でも応募状況をご確認頂けます)。
※お申込は、従来のFAXによるお申込に加え、日税研ホームページからもお申込頂けます。賛助会員の方で、ホームページからお申込頂く場合は、賛助会員価格適用のため、ログインID・パスワードを設定の後、お申込下さい。
URL <http://www.jtri.or.jp/>

【お問合せ】(財)日本税務研究センター「ゼミナル」係
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館1階
FAX: 03 (5435) 0914 / TEL: 03 (5435) 0912

東京「同族会社・否認規定」ゼミ申込書

ふりがな
○氏 名: _____

○住 所: 〒 _____

TEL: () _____
FAX: () _____

○E-mail アドレス: _____@_____

○所 属: 税理士会 支部
税理士登録番号: _____

○参加費用: ・ 賛助会員 8,000円
非賛助会員 12,000円
賛助会員新規入会 23,000円
(賛助会費15,000円+賛助会員受講料8,000円)

○受講料入金: 参加費用等は、郵便振替にて下記口座へご入金下さい。
東京 00170-6-58398 (財)日本税務研究センター
※勝手ながら、振込手数料はご負担願います。

◎参加費用お振込み前に、日税研HP等にて応募状況をご確認下さい。
URL <http://www.jtri.or.jp/>

※お申し込みの際には、受講料をご入金の上、
受領印のある振替用紙を貼付して、そのコピーを送信(FAX・郵送)願います。
FAX: 03 (5435) 0914